

相・続・通・信 第8号



相続手続支援センター

松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0935 長野県長野市中御所 2-14-14

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

ブログ：<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

相続手続支援センター

『親子』で学ぶ相続セミナー開催決定

3月となりましたが、雪が舞ったり、まだまだ寒い日が続きますね。しかし晴れた日の日差しや、日が暮れるのが遅くなってきた様子を見ていると、確実に春が近づいてきているのを感じます。これから花粉症の季節にもなりますが、体調管理には気をつけて過ごしましょう。

相続手続支援センターでは、先日はがきでもご案内させていただきましたが、『親子』で学ぶ相続セミナーと題しまして、初めての親子向け相続セミナーを**3月14日(土)**に開催いたします。費用は無料です。

相続セミナーに参加された方の様子を見ていますと、皆さん遺言書が大切なことはわかっている、生前対策が必要なことはわかっているとおっしゃいますが、なかなか実行に移せないようです。理由は、夫に話を切り出しにくい、父親に相続の話をする自分が財産を狙っていると思われそうで嫌だ、自分が亡くなった後は子供達で好きにしてくれればいい、面倒くさいと様々です。またせっかく残された家族が大変な思いをしないようにと遺言書を作成された場合も、本人が亡くなられた後に、相続人がこの財産は自分は欲しくないと言い、無駄になってしまうことがあります。遺言書が相続人のもめる原因になってしまうことさえあります。

子供は、親に対して相続の話をなかなか切り出すことができません。しかしいざというときに困るのは子供です。後悔することのないよう、この機会に相続に関する理解を深め、お話をするきっかけにしてみたいかがですか。親子での参加(もちろんそれ以外の方も)お待ちしております! 事例を交えながら、今からできることをお話します。

1 場所・長野会場：長野県民文化会館第2会議室 10:00～12:00
松本会場：あがたの森文化会館1の1 13:30～15:00

2 講師・相続手続支援センター専門相談員

3 定員・長野会場：50名
松本会場：親子15組(おひとりでも可)
(定員になり次第締め切らせていただきます)

お電話にて予約承ります。 長野 0120-49-1322 9:00～19:00(月～金)
松本 0120-97-3713 { 9:00～19:00(月～金)
10:00～18:00(土・日)

今後このようなセミナーを開催してほしい、相続通信でこのようなことを取り上げてほしい等、ご意見ご要望お待ちしております。

印鑑証明書について

今回は、印鑑証明書についてお話しします。遺産分割協議の結果、作成された遺産分割協議書には、相続人全員の署名押印が必要となります。その際必ず添付するものが印鑑証明書となります。金融機関所定の相続手続書面でも、相続人全員の署名押印、印鑑証明書はなくてはならないものです。その印鑑証明書、相談者からよく聞かれることがあります。

「期限は3ヶ月以内ですよね」

以前は、「相続人の数が多かったり、相続会議がまとまらなかったりすると、3ヶ月以内の印鑑証明書を揃えるのは難しいですよ。印鑑証明書は取得後住所変更がなく、適正な期間であれば大丈夫ですよ。」と答えていました。数年前は「相続手続」において、生命保険等を除き、印鑑証明書の期限についてそれほど厳しくなかったように思います。手続用の書面には「3ヶ月以内の」と書かれていても、事情を伝えると受理してもらえました。しかし最近は簡単には、通していただけないようです。この3ヶ月以内、どうしたらよいのでしょうか？

相続手続は、時間がかかることがよくあります。例えば、相続人の中に既に亡くなられた方がいる場合、その相続人の子が相続人になるケースがあります。何処に住んでいるのかも分からない相続人もいるかもしれません。相続人全員の3ヶ月以内の印鑑証明書を提出するのはかなり難しいでしょう。そのような時は、手続をする金融機関などに早めに連絡をとることをお勧めしています。担当の方に状況を伝え、相談します。印鑑証明書の期限については、法律上決まっているわけではなく、金融期間内の取り決めです。ですので、早めに連絡をとることで、印鑑証明書の期日に間に合わなかったとしても、受け付けてもらえるようです。

行かれる際は、戸籍等、相続人の状況が分かるような書面の準備が必要です。ご心配な方いらっしゃいましたら、相続手続支援センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。

相続“豆”知識



固定資産の評価替えとは何ですか？

不動産をお持ちの方が、毎年支払う固定資産税。固定資産税額は、市町村長の決定する固定資産税評価額に基づき、計算されています。毎年、市町村役場から郵送されてくる、固定資産税の課税明細書をご覧ください。お持ちの不動産ひとつひとつ（一筆一筆）に固定資産の評価金額が、記載されているのがお分かりいただけるかと思います。

その評価額、3年に1度見直しをしています。資産価格の変動（例えば土地の価格の上下や、建物の老朽化）にあわせて、適正な均衡のとれた価格に見直しをします。

そして、平成21年度は「評価替えの年」となります。

この景気の中、概ね下がるのではないかとされておりますが、実際どのようになるのかは、個々の場所によって異なることでしょう。今年の市町村役場からの通知は、是非、評価額の部分に注目し、昨年と比べていただきたいと思います。またこれを機会に、市町村役場で把握しているご自身の固定資産は、現状と合っているのかどうかご確認を頂ければと思います。例えば土地の評価額は、土地の使い方によって異なります。現状と課税明細の記載があっているのかどうか、こちらもご確認を。